

全国一斉 **年末** 借金・生活 お困りごと

36時間



LINE・ 電話相談



相談は無料です。
秘密は厳守いたします。
どなたでもご相談いただけます。

深夜しか時間が空いて
いないのですが相談で
きますか？



期間中は36時間いつでも
受け付けています。
お気軽にご相談ください。

コロナに関連する
ことだけが対象で
すか？

司法書士が対応
できる範囲で幅広
くご相談を受け付
けます。

コロナ禍における借金の返済など、様々なお困りごとに
司法書士が無料でお応えします。

期間中、電話・LINEで36時間いつでも受け付けています。

お気軽にご相談ください。

開催
期間

2022年

12/3(土) 10:00 ▶ 12/4(日) 22:00

電話



フリーダイヤル

ナ ヤ ミ ニ 36時間対応!
0120-7832-36

携帯電話からもかけられます。

LINE

LINEの「友だち追加」から、「@378ifdyc」を
ID検索するか、右記二次元バーコードを
スキャンしてください。



金融庁 御中

日本司法書士会連合会

コロナ禍における債務整理についての意見書

第1 意見書の趣旨

- 1 緊急小口資金等の償還免除の対象者を拡大することを求める。
- 2 多重債務問題改善プログラムの趣旨を実現するため、当連合会が定める「司法書士による任意整理の統一基準」（以下「任意整理統一基準」という。）が遵守されるよう各関係機関による監督指導を求める。

第2 意見書の理由

長引く新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等に加え、世界情勢の変化に伴う物価の高騰は困窮家庭へ深刻な影響を与えている。政府は、緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付等にて収入が減少した世帯等への支援を行い、また、金融機関においては、無利子・無担保の緊急融資や、償還が困難な債務者への償還特例等を設け支払いを猶予してきた。しかし、令和5年1月からは順次償還が開始される。新型コロナウイルス感染症対策の緩和により行動制限等が見直され、通常の生活に戻りつつあるものの、生活や業績が改善していないにもかかわらずこれらの償還が開始されることにより、ますます苦しい生活を強いられる方々が増加することが懸念される。

そこで、当連合会では、市民の皆様が安心して年を越せるよう、令和4年12月3日、4日の二日間、「全国一斉年末借金・生活お困りごと36時間LINE・電話相談会」を実施した。

相談会では、年金生活者等低所得の市民から、物価高により生活費が増え、借金の償還が苦しくなっている等の相談が多数寄せられ、なかには生活苦から自死も考えているといった切実な相談もあった。

司法書士は、市民の権利を擁護する法律事務の専門家として、このような切実な訴えに対し、法的手続等を通じた生活再建の支援を継続していく責務があるが、現在の社会情勢及びそれによる生活困窮者の状況を鑑みると、更に広範な支援が必要であることを痛感している。

よって、当連合会では、緊急小口資金等の償還免除対象者の拡大による償還者の負担の軽減及び各関係機関による事業者への適切な監督指導を求めるべく、上記意見書の趣旨記載のと通りの対応を求めるものである。

第3 緊急小口資金等の償還免除に関する具体的要望（厚生労働省管轄）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、生活費を補填するために一時的

な融資が必要となる家庭に対して、公的資金を導入した緊急小口資金と総合支援資金の二つの貸付制度は、一時的には生活の助けとなった。しかし、生活や業績が改善しないまま償還期限を迎え、ほとんどの家庭が償還免除の対象とならず、償還を迫られ、生活に困窮することは明白である。

このような状況下では、市民が生活に困窮することがないような支援策が求められるが、社会福祉協議会の職員が個別具体的な事情を考慮し償還免除の可否を検討することは、職員へ過大な負担を強いることとなり、事実上困難であると考えられる。

そのため、償還免除申請の事前審査として日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）の一般法律相談援助を利用することにより、個別具体的な事情を考慮する等、償還免除対象者の拡大を検討すべきである。

画一的な免除対象者の大幅な拡大は、社会の理解を得られにくいのが、法テラスの一般法律相談援助を活用することで、法テラスにおける資力要件等により事実上一定の制限がかけられ、免除のための資力要件を新たに設定する必要がないというメリットがある。具体的には、次のような法テラスの活用スキームを提案する。

- ・緊急小口資金等の貸付を受けており、償還免除を希望する者は、弁護士、司法書士に相談し、法テラスの一般法律相談援助を利用する。
- ・相談を受けた弁護士、司法書士は、相談者が抱える他の借入等も考慮のうえ、免除相当と判断した場合（要件の詳細は後日定める）は、その旨を相談者に文書（所定の書式を予め準備）にして渡す。
- ・文書を受け取った相談者は、それを添付書類として社会福祉協議会等の免除申請窓口で免除申請をする。
- ・社会福祉協議会は、弁護士、司法書士の当該文書が添付された申請については、原則として免除を認める。
- ・相談者に他の借入がある場合は、必要に応じて、引き続き法テラスを活用することで債務整理手続を進める。

第4 多重債務問題改善プログラムの趣旨を実現するための任意整理統一基準の遵守に関する要望（経済産業省、法務省、金融庁管轄）

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮し、借金等の支払いが困難になる家庭に対し、支払いの猶予や条件緩和等、各関係機関による配慮が必要な状況であることは周知の事実である。このような状況下にあっても、一部のクレジット業者や貸金業者、債権回収事業者が、任意整理統一基準が定める基準による和解に応じない案件が増加している。具体的には、一括償還若しくは短期間（1年）での完済でなければ和解に応じない対応、司法書士からの受任通知発送後短期間（到着後数日～3か月）での訴訟提起、債務者の経済的更生に資するとしてなされた特定調停に応じない対応、とりわけ完済に至るまでの将来利息の付加を要求する対応が多く見受けられる。貸金業者や債権回収事業者が付加する利息の支払いが負担となり、多重債務に陥って生活が困窮するに至った多重債務者が、生活を立て直すため

にやむを得ず任意整理を行うこととなったにもかかわらず、一部の業者が、将来利息を付加しないと和解に応じない対応を取れば、任意整理による生活の再建は著しく困難となり、国、自治体及び関係団体が一体となって進めている、多重債務者の経済的更生に重大な支障を生じる恐れがある。

多重債務問題改善プログラムの趣旨を実現するためにも、従来貸金業者等も含めて尊重されてきた任意整理統一基準をこれからも尊重していくべきである。多重債務問題改善プログラムの趣旨からすると、業界団体である日本クレジット協会、日本貸金業協会や、全国サービサー協会は、任意整理統一基準に基づいた任意整理への協力を指導する立場にあると思われる。しかしながら、当連合会では、司法書士会員から、日本クレジット協会が会員に対する監督指導に消極的であることや、消費者相談窓口を設けておきながら消費者からの苦情に対応しないことの報告を受けている。

クレジット業者、貸金業者、債権回収事業者それぞれの監督官庁である経済産業省、金融庁、法務省においては、債務者の生活に配慮した適切な事業運営を行い、債務者が求める任意整理に協力するよう、事業者に対する指導を徹底していただきたい。そのためには、日本クレジット協会、日本貸金業協会、全国サービサー協会に対し、会員への監督指導を徹底するよう注意を促し、また、事務ガイドラインの改訂も視野に入れた検討を行っていただきたい。